

議 請 第 1 号	平成 26 年 11 月 18 日 受 付
件 名	消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願について
紹 介 議 員	高橋ブラクソ久美子 猪 股 嘉 直 大 沢 えみ子
付 託 委 員 会	総 務 経 済 委 員 会

請願の趣旨

(要旨)

消費税10%への引上げ反対の請願を採択し、政府に意見書を提出してください

(理由)

政府は4月1日、消費税率を8%へ引き上げました。長引く不況に加え、多くの市民は「アベノミクス」の恩恵どころか、物価上昇、収入減、社会保障削減の三重苦を強いられています。地域経済を支える中小企業の倒産・廃業もあとをたたない状況です。

私たちは、地域経済を根本から壊す大增税・負担増を認めることはできません。

全国的に、経済の疲弊・商店街の衰退ははなはだしく、失業率は改善されず、中小企業の倒産廃業に歯止めがかかっていません。このような状況にのしかかる消費税増税と社会保障の負担増により、地域経済は決定的に破壊されようとしています。

政府は、「消費税は社会保障財源に充てる」と宣伝していますが、それならばどうして年金制度改悪・医療費負担増など、社会保障負担が増え、制度が改悪される一方なのでしょう。そもそも消費税は、低所得者に負担が大きい税金で、社会保障財源としてはふさわしくありません。財政再建のためというなら、いまでさえ大変な国民への負担増では解決しません。税金の使い方を国民の暮らし・福祉優先に切り替え、応能負担の原則に基づく税制にする必要があります。

今、政府がやるべきは増税法附則第18条3項に基づき、消費増税を中止することです。また、政府は年内にも10%への増税を決めようとしています。世論調査でも7割以上の市民が、来年10月からの10%への増税には反対しています。

市民の切実な実態と声を受け止め、国に対し、来年10月に予定されている再増税の中止を要請してください。

以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により請願いたします。